

# 国民年金のお知らせ

## 障害基礎年金とは？

事故や病気で障がい者となってしまい、働けなくなってしまった時の不安に備えるための年金制度です。

次の3つの支給要件を全て満たしている方が受け取ることができます。

### 要件1

初診日に国民年金に入っていた方

- ・ 医師の診療を初めて受けた日に国民年金に入っていた方
- ・ 国民年金に加入していた60歳から65歳未満の国内在住の方

※ 20歳未満で障害を負った方も対象となります。

#### ②初診日とは

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師または歯科医師の治療を受けた日のこと

### 要件2

初診日の前日までにいずれかに該当する方

- ・ 初診日のある月の前々月までの加入期間のうち、全体の3分の2以上の期間において保険料が納付または免除されている方
- ・ 初診日に65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない方

### 要件3

一定程度以上の障害の状態にある方

- ・ 国民年金の「障害等級法」で定められた1級・2級にあたる障害がある方

※ 障害者手帳の等級とは異なります。

障害基礎年金を受け取り可能

※ 厚生年金に入っている間に初診日があり、国民年金の「障害等級法」で定められた1級・2級にあたる障害がある方は、障害厚生年金を上乗せして受け取ることができます。

## 年金相談のお知らせ

12月5日（木）、役場において年金相談を開設いたします。函館年金事務所の職員が来庁し、皆さんの年金に関するお悩みを相談することができます。ぜひこの機会にご利用ください。

※相談には予約が必要です。事前に町民課年金係までご連絡ください。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681  
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)